

広島県告示第五百四号

平成三十年広島県告示第九百十七号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 土砂災害特別警戒区域の名称

上温品三丁目二二（二〇）

二 開発区域の名称及び所在地

1 名称

上温品三丁目二二（二〇）

2 所在地

広島県広島市東区上温品三丁目一九〇七番一の一部

三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

1 住所

東京都西東京市北原町三丁目二番二二号

2 氏名

株式会社アーネストワン

四 特定開発行為検査済証交付年月日

令和三年四月二日